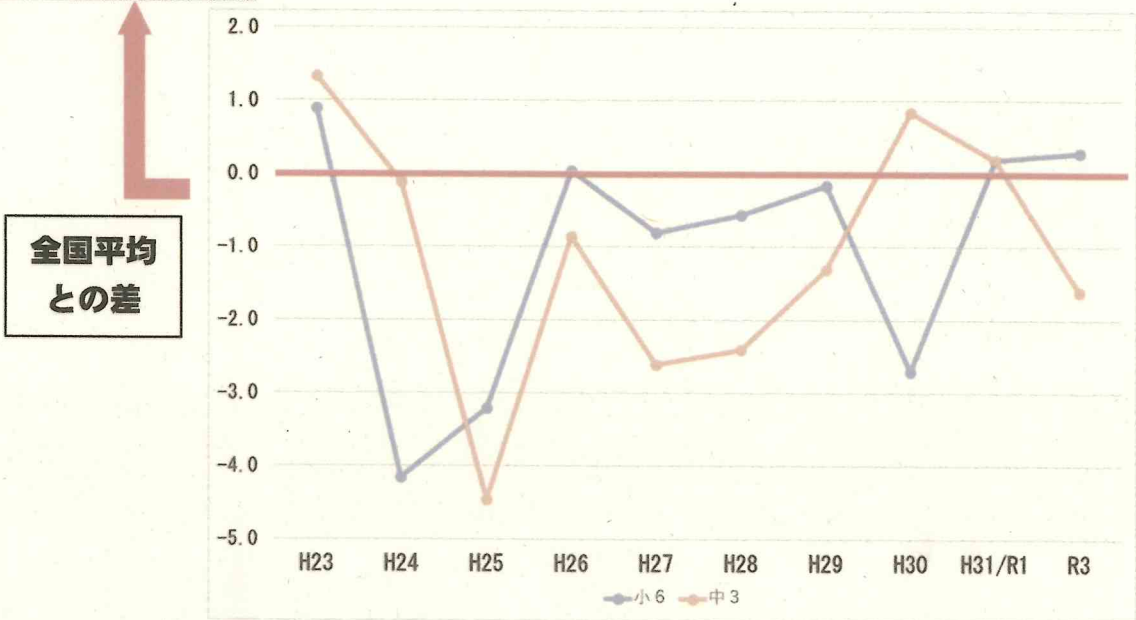


全国と室蘭市の学力の比較資料

前回お示ししたデータでは…

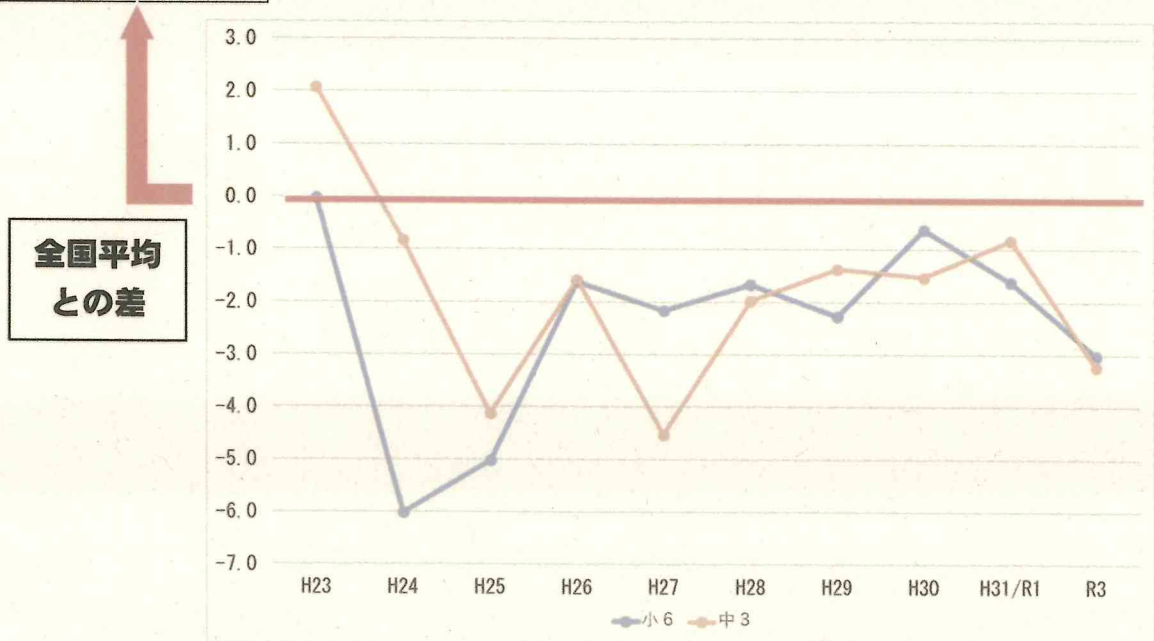
室蘭市 学力の状況 (国語)

全国平均 得点率	64.7
-------------	------



室蘭市 学力の状況 (算数)

全国平均 得点率	70.2
-------------	------



「自尊感情-自分自身を肯定的に評価する気持ち-」 に関わる資料

一般的には、次のような関係性があるといわれています

文部科学省 第38回教育再生実行会議（平成28年10月28日）

参考資料より（抜粋）

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」における国際比較

○日本の子供たちの自身への満足感は諸外国に比べて低い。

これまでの調査（※）結果の分析から見る分析

※全国学力・学習状況調査の質問紙調査など

○**教科の正答率**が低い児童生徒ほど、「自分には、よいところがある」と回答した割合が低い。

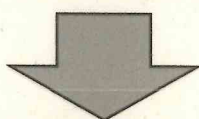
学力との相関

○**ものごとを最後までやり遂げる達成感**や、**難しいことに挑戦しようとする意欲**が低い児童生徒ほど、「自分には、よいところがある」と回答した割合が低い。

達成感や意欲との相関

○**「人の役に立った（立ちたい）」**「**人から認められた（認められたい）」**という意識が低い児童生徒ほど、「自分には、よいところがある」と回答した割合が低い。

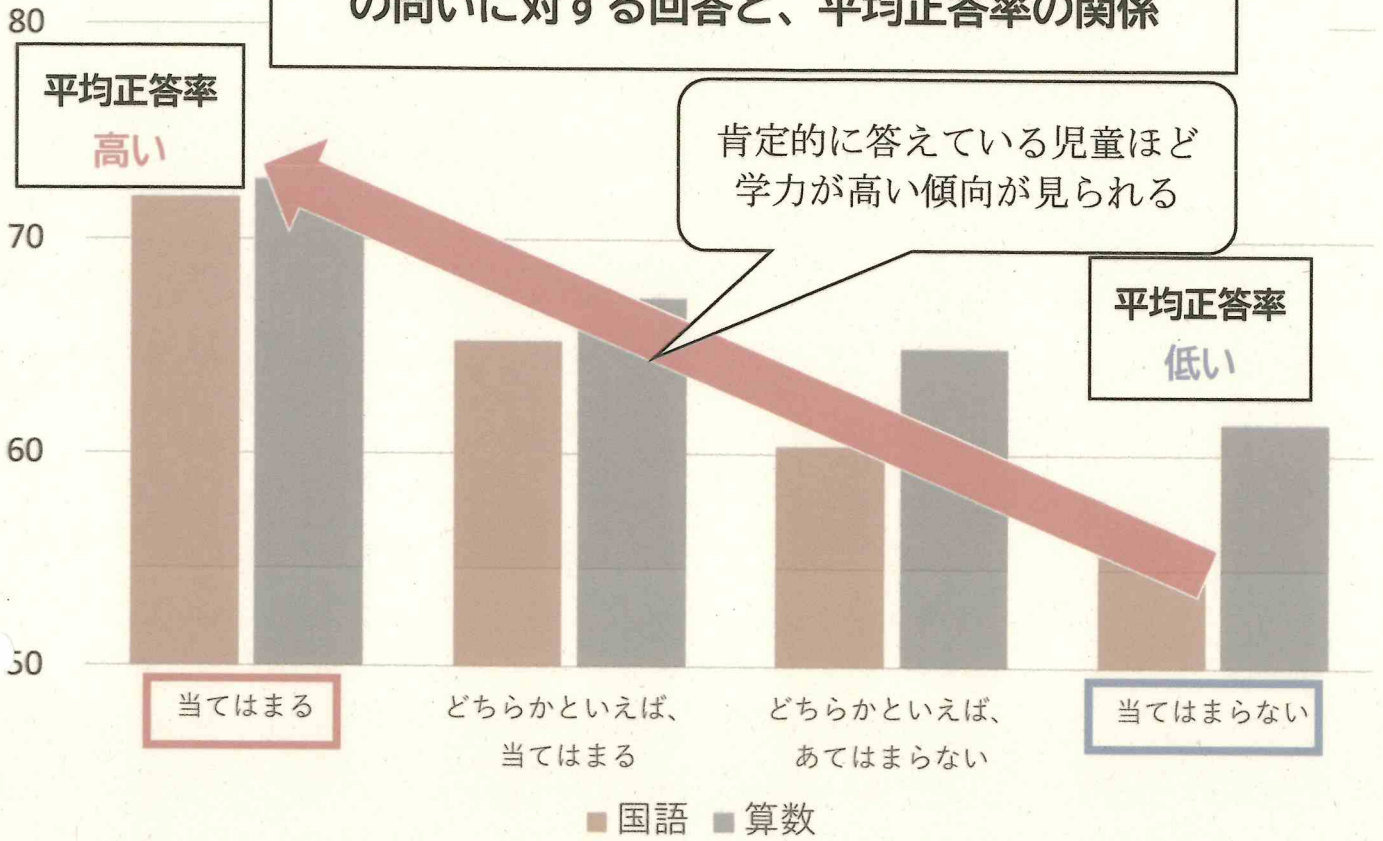
「人の役に立った（立ちたい）」という意識との相関



室蘭市の状況は次ページ以降

小学校

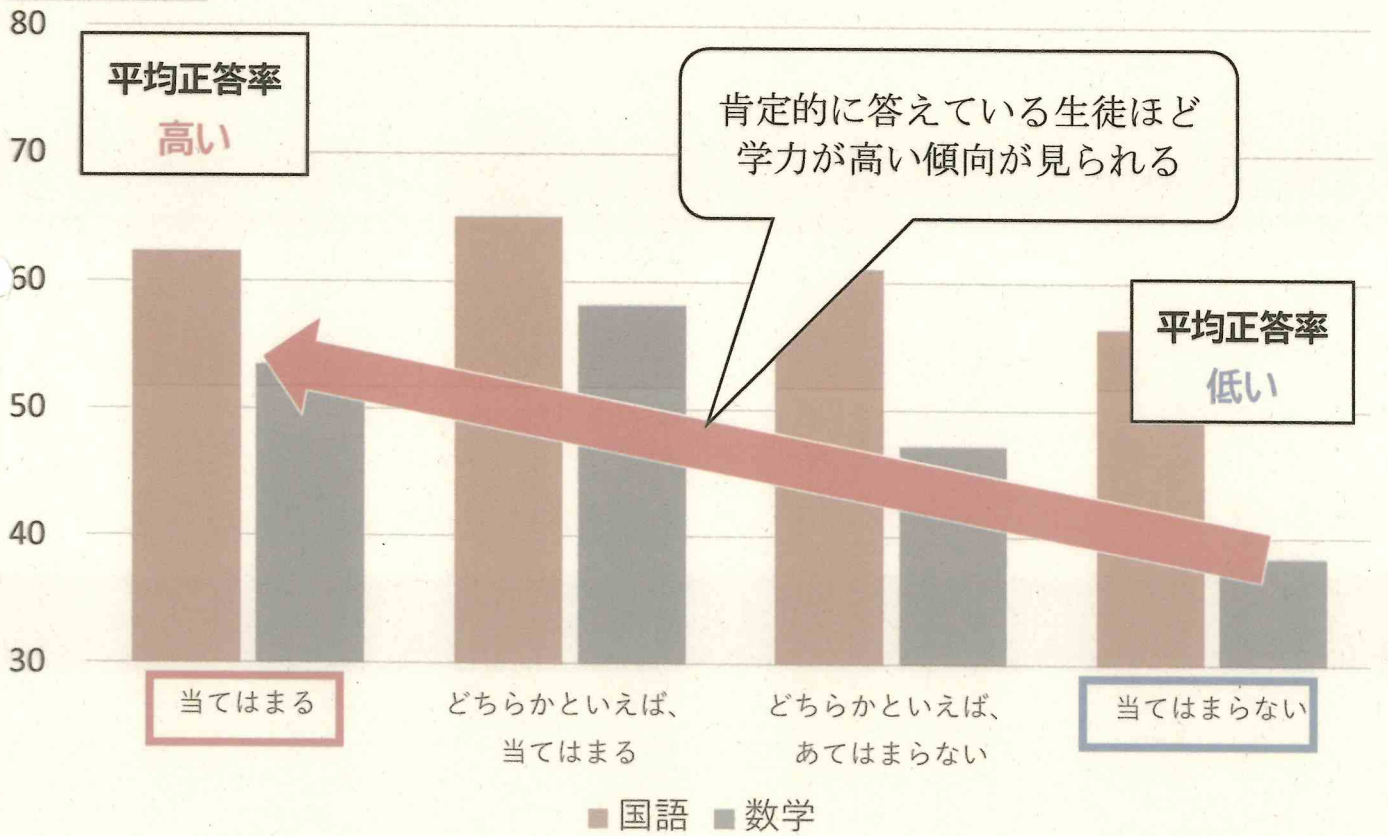
「自分には、よいところがあると思いますか」
の問いに対する回答と、平均正答率の関係



肯定的に答えている児童ほど
学力が高い傾向が見られる

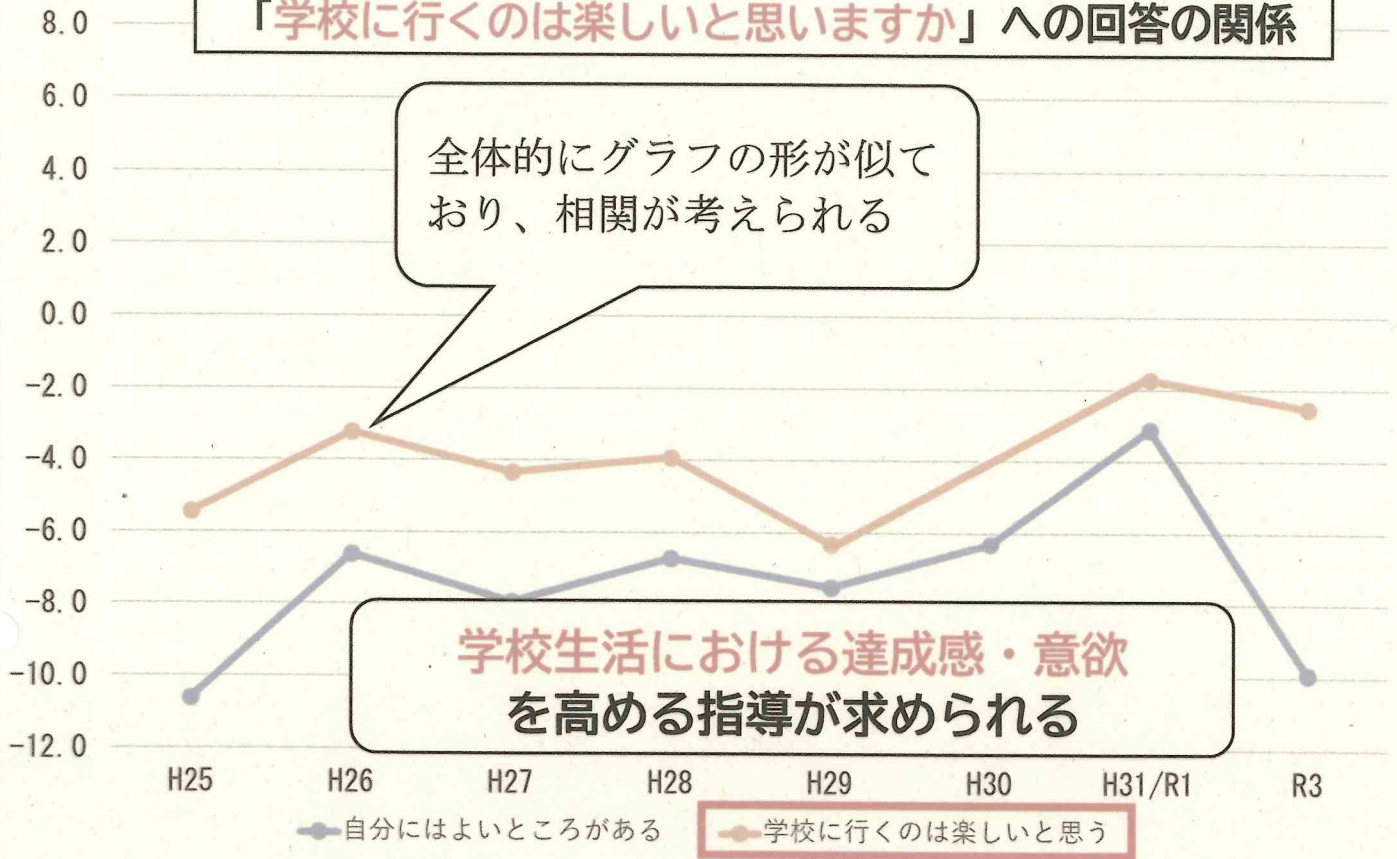
中学校

肯定的に答えている生徒ほど
学力が高い傾向が見られる



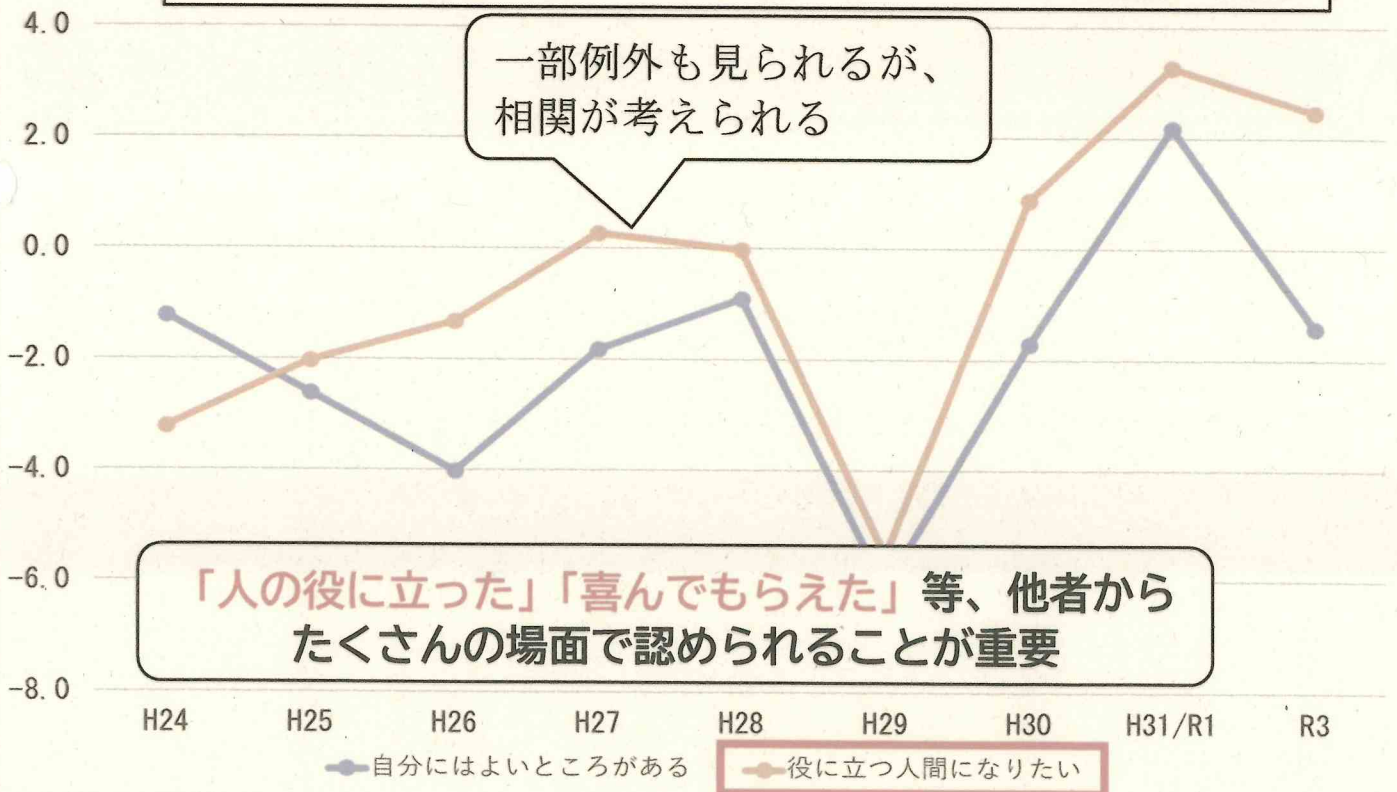
小学校

「自分には、よいところがあると思いますか」と
「学校に行くのは楽しいと思いますか」への回答の関係



中学校

「自分には、よいところがあると思いますか」と
「役に立つ人間になりたいと思いますか」への回答の関係



用語の解説

●小学校教科担任制（H30年度以降徐々に配置が進められている3つの形）

A 専門教科の教員（専科教員）が自校で教える（理科（八丁平小）・体育（旭ヶ丘小））



B 専門教科の教員（専科教員）がいくつかの学校で教える（英語（みなと小・海陽小））



C 学級担任が特定の教科で授業を交換する（学校長判断で柔軟に実施/専科教員の配置なし）



取組の効果

- ①授業の質の向上／学習内容の理解度・定着度の向上
- ②中学校へ進学した際に、子どもたちの戸惑いが少ない。
- ③担任、専門教科教員など複数の教員による評価を行うことで、1人1人の理解度をより多方面から客観的にとらえ、指導に生かすことができる。
- ④教師の負担軽減→「働き方改革」

※上記Cの例では、1組担任は算数の授業準備、2組担任は国語の授業準備から解放されることにより、負担軽減につながります。

●GIGA スクール構想（1人1台端末＋高速通信ネットワーク整備）

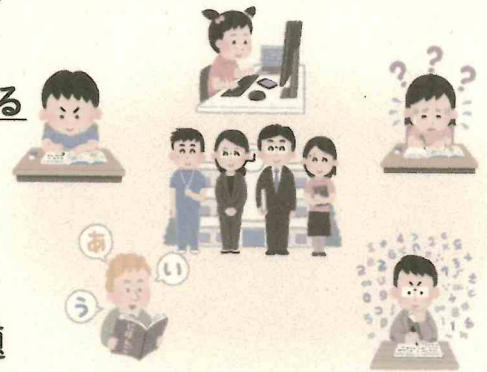
- ・多様な子どもたち一人一人の学びの個別最適化
- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・どんな時でも学びを止めない「学びの保障」

「個別最適化」とは…

- ・一人一人が学習をどれくらい理解できている？
 - ・一人一人には、どんな得意・不得意がある？
- 個々に適切に合わせた学習を提供することで、多様な子どもたちが、誰一人取り残されることがないようにするのが目的です。

<個別最適化の例>

- ・まちがえた問題やわからない問題への、動画資料による解説
- ・得意な計算の力を、さらに伸ばす個別の課題
- ・外国人のためのルビ入り資料 …



「主体的・対話的で深い学び」とは…

<主体的な学び>

- ・自分から学びに興味関心を持つ
- ・自分の夢に向かって粘り強く学ぶ
- ・学びを振り返り次につなげる計画性のある学び

<対話的な学び>

- ・様々な人たちとの対話、読書などを通じた作者・先人との対話をもとに、自分の考えをもっと広げ深める

<深い学び>

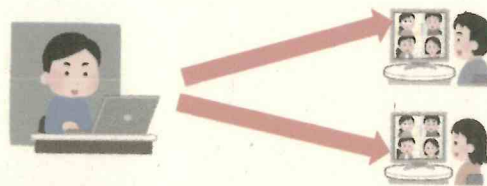
- ・勉強して得たことを使って、課題を解決・考えを表現する
- ・自分の思いや考えをもとに、構想・創造する



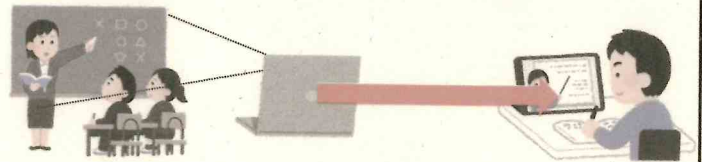
新しい時代に必要となる力を育てるための学び方

ICTを活用した「学びの保障」の例

オンライン朝の会・帰りの会
・健康観察、学習課題の連絡など



欠席者への授業の配信
・指導の音声・板書などの映像



インターネット上の教材の活用
・映像教材・ドリル教材など



【具体的な ICT 活用場面】

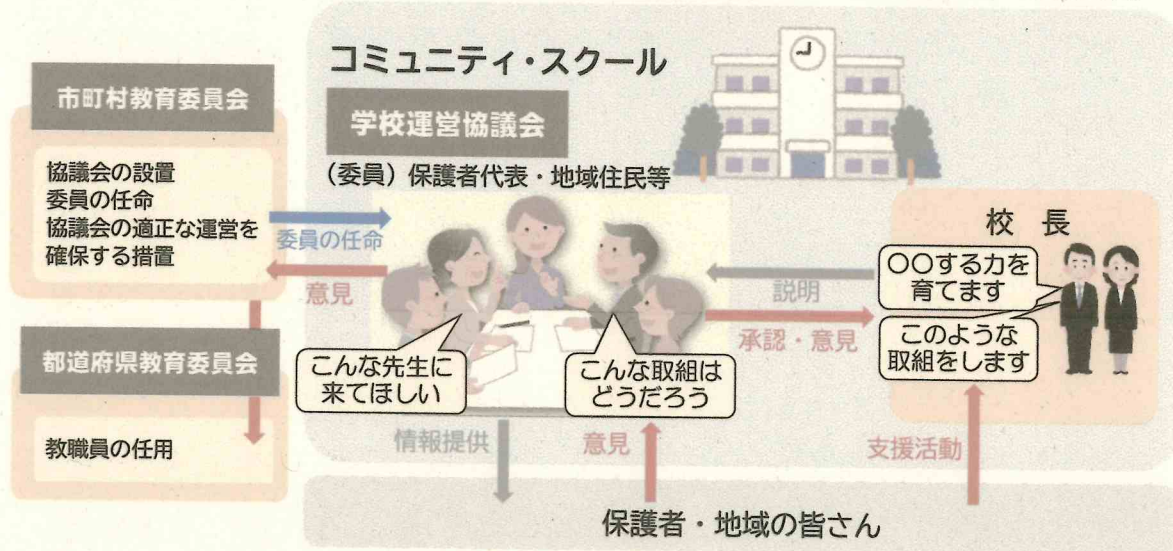
A 一斉学習	B 個別学習		C 協働学習	
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を利用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p>		<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p>	
<p>A1 教員による教材の提示</p>	<p>B1 個に応じる学習</p>	<p>B2 調査活動</p>	<p>C1 発表や話し合い</p>	<p>C2 協働での意見整理</p>
 <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	 <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p>	 <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	 <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p>	 <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
<p>B3 思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p>	<p>B5 家庭学習</p>	<p>C3 協働制作</p>	<p>C4 学校の壁を越えた学習</p>
 <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	 <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p>	 <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	 <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p>	 <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

※文部科学省「学びのイノベーション事業」実践研究報告書（H26）より

●コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」のための仕組み。「学校運営協議会」を導入した学校。

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み（概要）】



※文部科学省「コミュニティ・スクール」パンフレットより

●「中1ギャップ」

いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれるものは、小6～中1でいじめや不登校の数が急増するよう見えることから使われ始めた、小中の接続時に段差—ギャップ—があるとする言葉。

○多くの問題が顕在化するのは中学校段階からだとすると、小学校段階から問題がはじまっている場合が少なくない。

- 小学校からの連続性に着目することで、中学校の問題を解消する視点が重要
- 小中連携をはじめとした中学校区全体で、不登校やいじめという共通の課題に取り組むことが重要

※文部科学省『「中1ギャップ」の真実』パンフレットより

●小学校における 35 人学級（少人数学級による指導）

現在の 40 人学級（北海道の場合は 1 学年 2 学年が 35 人）から、**5 年間かけて計画的に 35 人まで引き下げ**が行われ、**令和 7 年（2025 年）度**には小学校の全学年で 35 人学級となる（昭和 55 年以来 41 年ぶりの改正）。

メリット

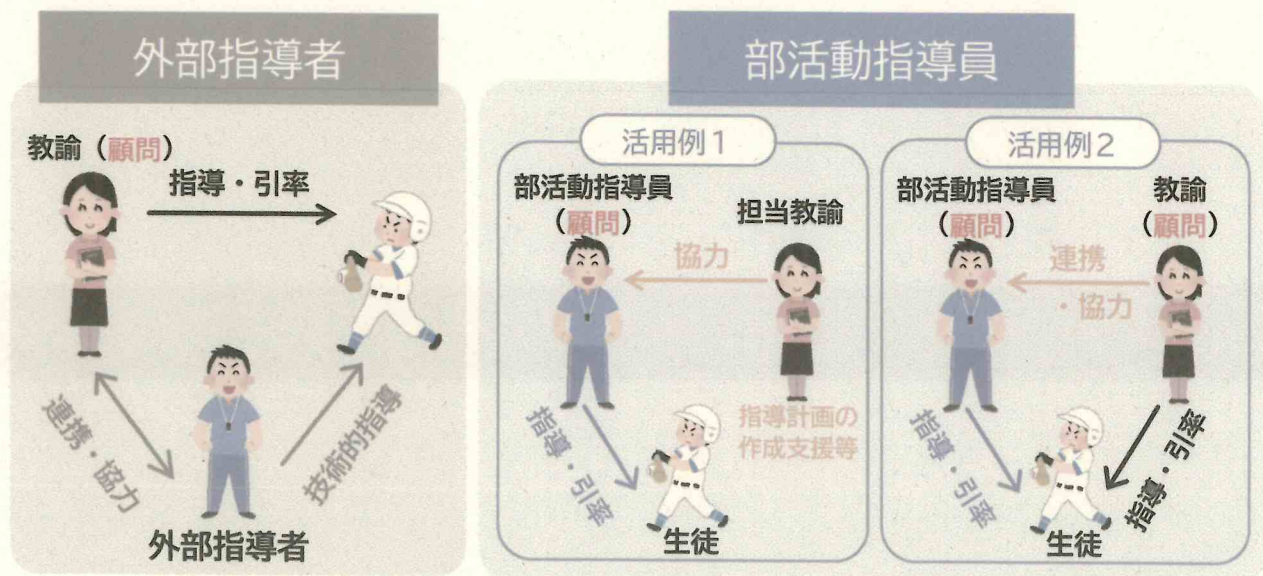
- ・一人一人の学習の進度や、得手・不得手などの特性に合わせた指導体制が可能
- ・教職員の働き方改革（学級の人数が少なくなることで、テストや課題の採点、配布物の準備、校外学習の引率などの負担が軽減されます）
- ・教室内の「密」を防ぎ、感染予防につながる
- ・ICT を活用した学習の効果を高める など

●中学校における部活動の「外部指導者」と「部活動指導員」

従来、一部で慣例的に行われていた外部指導者とは別に、平成 29 年 4 月 1 日に、「**部活動指導員**」が制度化された。校長の監督を受け、部活動の**技術指導**や**大会への引率等**を行うことを職務とする者として新たに規定された（学校教育法施行規則）。

【外部指導者と部活動指導員との違い】

	従来の外部指導者	部活動指導員
身分	法律上不明確	学校教育法が定める 学校職員
役割	教員の顧問の技術的指導を補助。校外の引率は原則不可	教員に代わり部活動の顧問 ができる。校外の引率も可能
謝礼	無償、有償など自治体によってまちまち	有償
指導者研修	規定はまちまち	義務

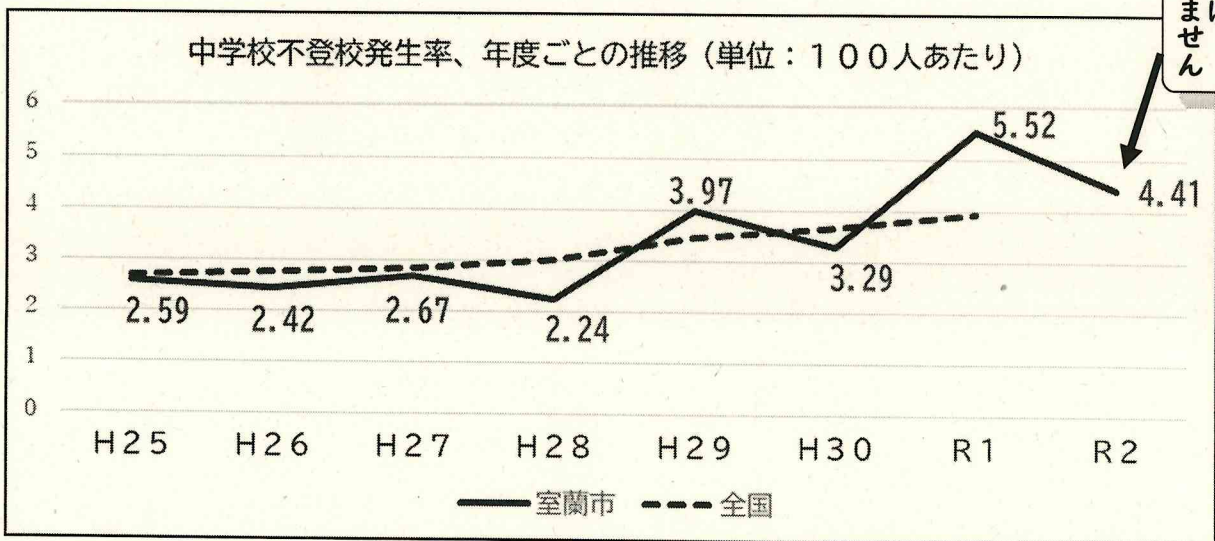
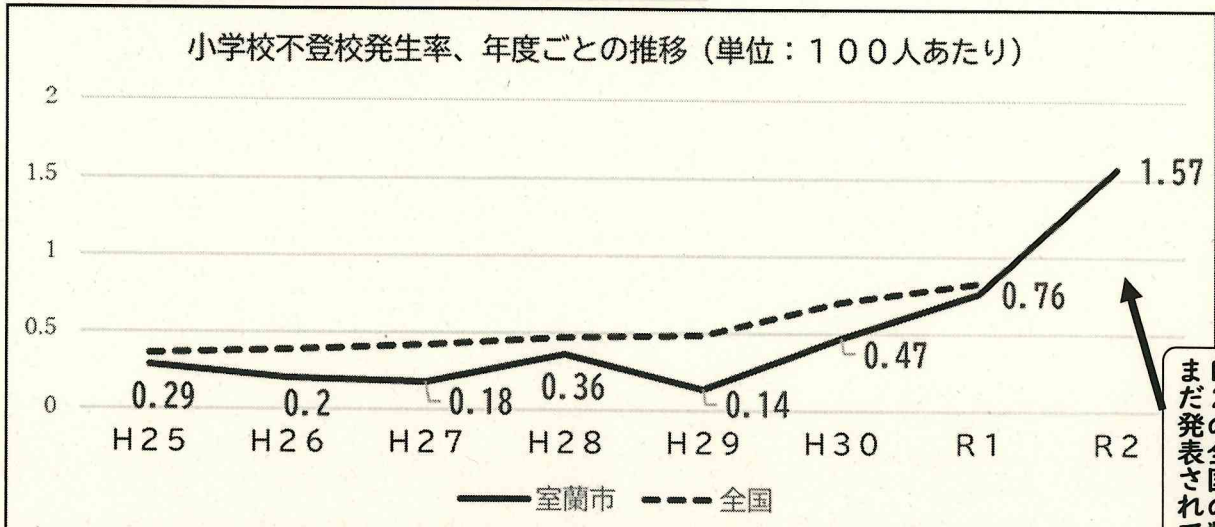


【不登校、いじめの状況等について】

～文部科学省により行われている「問題行動・不登校等状況調査」の結果から～

I 不登校の状況

1 室蘭市内小・中学校と全国の不登校発生率の推移



R2の全国の数値は、まだ発表されていません

Q 不登校とは？

※この調査における文科省の定義（R2年度）

A

不登校の児童・生徒数

=

年間30日以上欠席した児童・生徒の数

—

病気やコロナ不安による欠席などで休んだ児童・生徒数

※令和2年度の本市における不登校数の実数は、小学校52名、中学校75名でした。

2 不登校の要因について(2種類の調査より)

〈表1：不登校の児童生徒が直接回答した調査の結果（令和2年度）〉

	小学生（国）		中学生（国）	
	1位	先生のこと	29.7%	<u>身体の不調</u>
2位	<u>身体の不調</u>	26.5%	勉強が分からない	27.6%
3位	生活リズムの乱れ	25.7%	先生のこと	27.5%
4位	<u>きっかけが何か自分でもよくわからない</u>	25.5%	友達のこと (いじめなし)	25.6%

市町村別データはありません。

〈表2：学校が回答している「問題行動・不登校等状況調査」の結果（令和元年度）〉

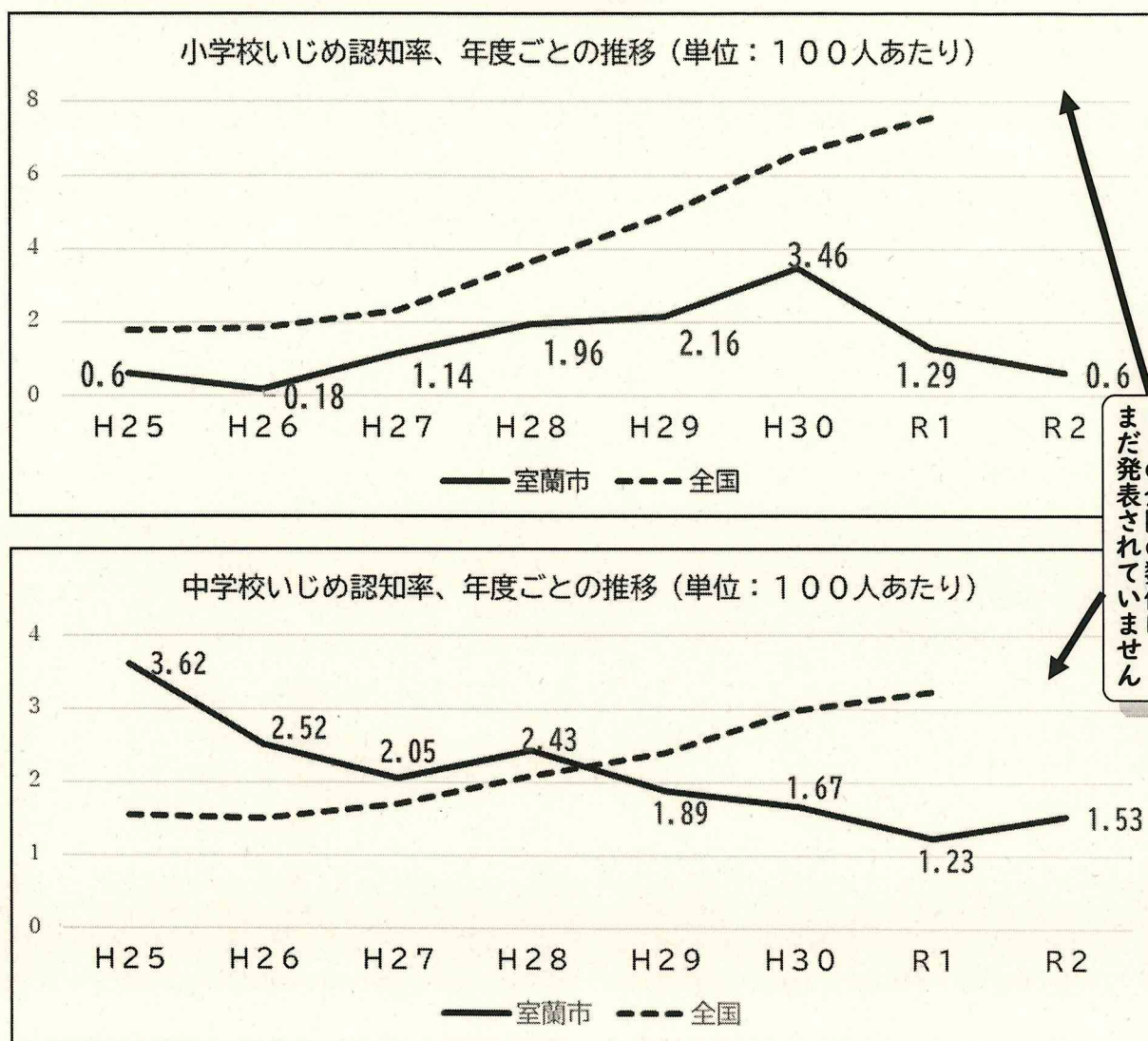
	小学生				中学生			
	国		室蘭市		国		室蘭市	
1位	<u>無気力・不安</u>	41.1%	<u>無気力・不安</u>	46.2%	<u>無気力・不安</u>	39.5%	<u>無気力・不安</u>	44.4%
2位	親子の関わり方	16.7%	生活リズムの乱れ、あそび、非行	26.9%	いじめを除く友人関係をめぐる問題	17.2%	親子の関わり方	29.3%
3位	生活リズムの乱れ・あそび・非行	10.3%	親子の関わり方	19.2%	生活リズムの乱れ・あそび・非行	8.6%	生活リズムの乱れ、あそび、非行	12.1%
4位	いじめを除く友人関係をめぐる問題	10.2%	学業の不振	7.7%	学業の不振	8.5%	いじめを除く友人関係をめぐる問題	7.1%

※表1、表2内、太字下線の項目はお互いの調査に無い項目となっている。

- ①学校調査の「無気力・不安」は児童生徒調査に無い。
- ②児童生徒調査の「身体の不調」は学校調査の選択項目に無い。
- ③児童生徒調査の「きっかけが何か自分でもよくわからない」は学校調査の選択

II いじめの認知状況

1 室蘭市小中学校におけるいじめの認知率の推移



※令和2年度の本市のいじめの認知件数は、小学校20件、中学校26件でした。

Q いじめとは？

A 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

Q 認知率が高い学校はダメ？

A いいえ。文科省の考え方としては、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知した上で、しっかりと対応していくことが大切です。

古い定義では、「一方的」や「継続的」「深刻な」「攻撃」との文言がありました。が、児童生徒の立場に立ち、いじめと判断されるものの範囲が広がってきています。

2 室蘭市のいじめの発見のきっかけ(R2)

【小学校：全20件 中学校：全26件】

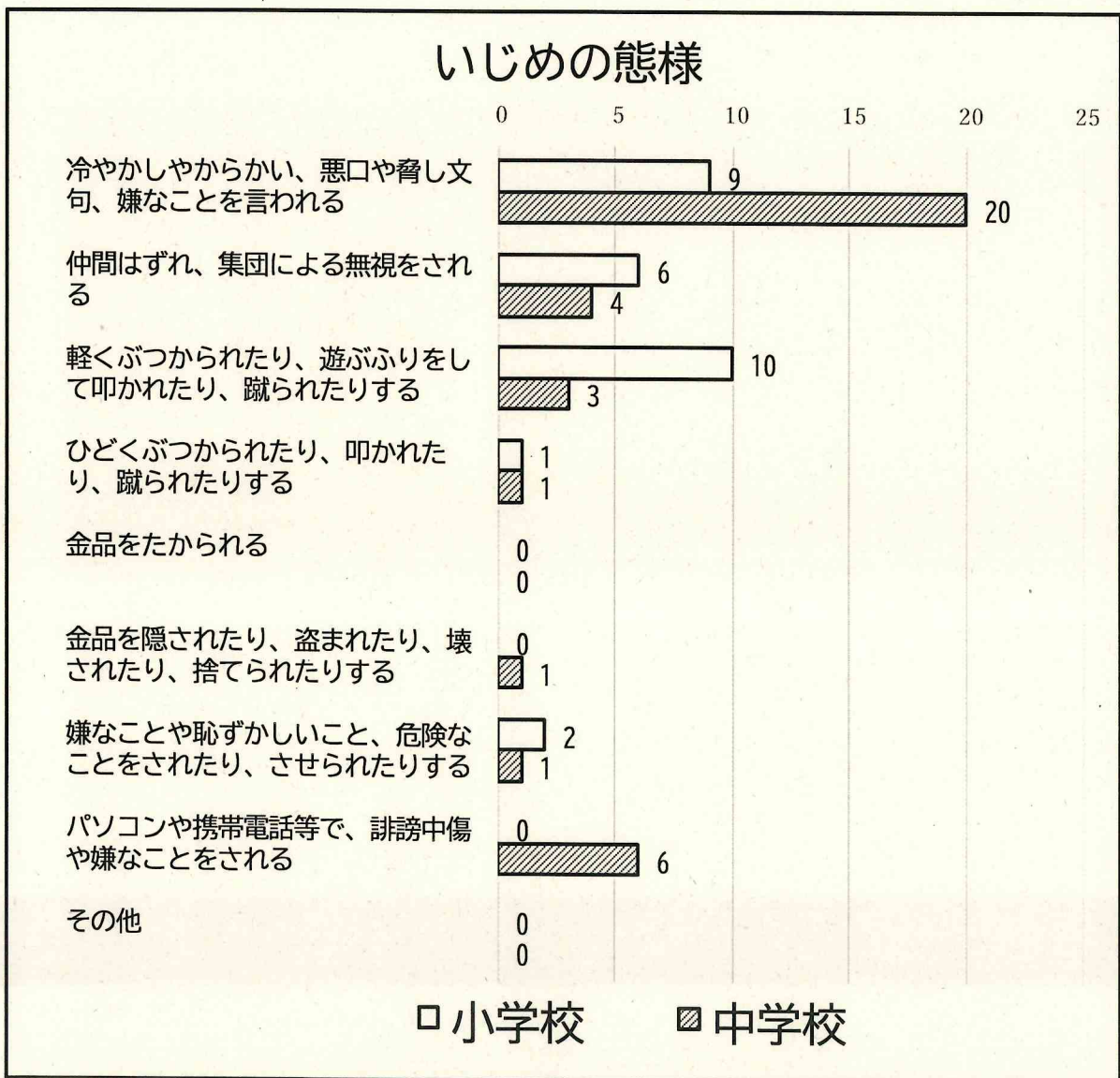
	小学校		中学校	
1位	アンケート調査など	15件	アンケート調査など	23件
2位	保護者からの訴え	4件	保護者からの訴え	2件
3位	本人からの訴え	1件	本人からの訴え	1件

※例年、アンケートからの発見が最も多くなっております。全道の小中学校において必ず年2回は行うこととなっておりますが、本市では年3回以上行っています。

3 室蘭市のいじめの態様(R2)

※複数回答可 【小学校：全20件 中学校：全26件】

(単位：件)



※1つ1つの案件について学校と確認し、心配される案件については適宜指導・助言を行っています。

Ⅲ 本市における不登校・いじめ問題への取組

◎「室蘭市いじめ防止基本方針」（H26策定）及び「室蘭市いじめ問題総合対策」（H24策定）に基づき、以下の観点から取組を推進

1 主として未然防止の観点から

毎年8月、市民会館で開催。

(1) むろらん子どもサミットの開催

（誰にでも居場所のある学校づくりを児童生徒自らが主体的に考え、行動することができるよう、各校の児童会・生徒会の代表が一同に会し、各校の仲間づくりの取組を交流。）

あいさつ運動、ハイタッチ運動、目安箱など様々な活動。

(2) 各校児童会・生徒会が中心となった仲間づくりやいじめ撲滅に係る活動の推進

(3) 自他の生命を尊重する意識の醸成

（全校道徳の実施等、道徳の時間を中心とし教育活動全体で。）

(4) 児童生徒が自己存在感、自己有用感を得られる場の設定と適切な評価

(5) インターネットを介した「いじめ問題」の未然防止

（各校における情報モラル教育の充実、教員研修の実施、保護者・生徒向けリーフレットの作成・配布と啓発）

各スマホ会社やLINEなどから講師を招き、最新の状況に応じた講話などを実施。

2 主として早期発見・早期対応の観点から

(1) いじめアンケートの年3回以上の実施

（道教委は年2回。毎月実施している中学校も有り。）

(2) 教職員と児童生徒との信頼関係の確立

（相談しやすい教師、児童生徒とともに問題を解決に導いてくれる教師）

(3) 月3日以上欠席している児童生徒の把握及びサポートセンターくじらんのSSWと連携した支援

SSW（スクール・ソーシャルワーカー）の略称。学校と福祉をつなぐなどし、生活環境を調整。

(4) 連続5日、もしくは通算15日欠席した児童生徒の把握及びサポートセンターくじらんのSSWと連携した支援

不登校対応のために全国の教育委員会に設置されている「教育支援センター」。

(5) 市内全校における「いじめ・不登校担当教諭」の位置付けと校内組織確立

(6) 本市教育研究所主催による「生徒指導」に係る研修講座の実施

(7) 本市相談電話窓口の周知（サポートセンターくじらん、指導班）

(8) 保護者や地域、関係機関との連携強化

令和3年度より「不登校支援連絡協議会」を立ち上げ、福祉分野の各機関とサポートセンターくじらん、市教委が定期的に情報交流を行っている（状況によってはケース会議を開催）。